

# 新型コロナウイルス感染症に関する情報

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐためには、市民の皆さんの予防意識と行動が非常に重要です。引き続き「3つの密の回避」や、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「こまめな手洗い」をはじめとする「新しい生活様式」を心がけ、一人一人が感染拡大防止に努めましょう。

また、状況は刻々と変化しています。**最新情報は、市ホームページを確認ください。**   など



## ひとり親世帯へ給付金を支給します

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少したひとり親世帯に、ひとり親世帯臨時特別給付金(全国一律)と熊本市児童扶養手当臨時特別給付金(本市独自)を支給します。

### ひとり親世帯臨時特別給付金(全国一律)

#### 対象者

- ①令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方(全部支給停止の方を除く。)
- ②公的年金等の受給により令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方(全部支給停止の方と児童扶養手当の支給要件に該当する方で児童扶養手当の申請をしていない方が対象。)
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準になっている方(全部支給停止の方と児童扶養手当の支給要件に該当する方で児童扶養手当の申請をしていない方が対象。)

#### 支給額

基本給付:①~③のいずれかに該当する方

1世帯 5万円 第2子以降1人につき 3万円

追加給付:①か②に該当する方で、新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し、収入が減少した方

1世帯 5万円

#### 申請手続

申請書は8月中旬ごろまでに送付します。**郵送**で提出ください。

(児童扶養手当の申請をしていない方は担当窓口へ電話ください。)

※①に該当する方の基本給付は申請不要で、8月7日までに児童扶養手当の支給口座に振り込みます。

**申請期限** 来年2月28日まで(当日消印有効)

**支給時期** 9月以降、順次振り込みます

### 熊本市児童扶養手当受給者臨時給付金(本市独自)

**対象者** 令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方(全部支給停止や支給を止められている方を除く。)

**支給額** 1世帯 2万円

※申請不要。8月7日までに児童扶養手当の支給口座に振り込み。

本市独自の給付金について



全国一律の給付金について



問い合わせ先 ひとり親世帯臨時特別給付金・熊本市児童扶養手当臨時特別給付金担当窓口(☎096-328-2182)

## 特別定額給付金の申請は8月17日まで

家計への支援を目的として、本市にお住まいの方1人につき10万円を給付します。

**申請期限** 8月17日まで

#### 〈申請の注意点〉

- ・郵送された用紙で申請してください。
  - ・本人確認書類や金融機関口座の写しを忘れずに添付してください。
  - ・添付書類や記載内容に不備があった場合、給付が遅れます。
  - ・オンライン申請をした方は、郵送申請は不要です。
- 詳しくは、市ホームページかコールセンターへ。

特別定額給付金  
コールセンター

☎0570-096-456



※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、窓口は設けていません。

## 新型コロナウイルス接触確認アプリCOCOA

厚生労働省が「新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)」の運用を開始しました。このアプリはスマートフォンのBluetooth機能を利用して、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性を通知します。接触の可能性を知ることによって、早期の相談・検査ができ、感染拡大防止にもつながります。ぜひスマートフォンにインストールして利用ください。

詳しくは厚生労働省ホームページへ。

【ios版】



【Android版】



## 高収益作物の次期作を支援します(農業者向け)

新型コロナウイルスの影響による需要の減少で、市場価格が低落するなどの影響を受けた野菜・花き・果樹・茶等の高収益作物について、次期作に前向きに取り組む生産者を支援するための交付金を支給します。

#### 次期作に前向きに取り組む生産者への支援

対象:生産・流通コストの削減に要する経費、土壌改良資材の投入に要する経費等

#### 厳選出荷に取り組む生産者への支援

対象:花きや茶などの高品質なものを厳選して出荷する取り組み等

交付金額や申請方法など詳しくは、農林水産省ホームページまたは電話で九州農政局(☎096-300-6253)、北東部農業振興センター農業振興課(☎096-272-1117)、西南部農業振興センター農業振興課(☎096-329-1158)へ。



(農業支援課 ☎096-328-2384)

## 再起業を支援します

新型コロナウイルスの影響により廃業した経営者の再起を支援するため、再起業に必要な経費の一部補助を行います。

**補助金額** 補助対象経費の3分の2以内(上限額100万円)

**対象** 今年の1月以降に廃業したのち、再度市内で起業する方

**申請方法** 来年1月29日までに必要書類を持参または郵送で〒860-8601商業金融課へ。

※先着順に受付を行い、予算を超える申請があった場合は、申請期間内であっても募集を締め切ります。

必要書類や申請要件など、詳しくは市ホームページへ。



(商業金融課 ☎096-328-2424)